

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置		
根拠法令名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 5 条第 1 項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】 未設定</p> <p>※ 根拠条項（消防法第 5 条第 1 項）の規定上明らかであるため。 また、基準の認定に当たっては、事案ごとに具体的な火災発生危険性又は支障の存在について判断しなければならないため、処分基準を設定することが困難である。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 2